

「消防防災科学技術高度化推進検討会」
開催要綱

(目的)

第1条 今後発生が予測されている南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする地震災害に備えるとともに、近年相次いで発生している集中豪雨・台風等の自然災害がもたらす被害を軽減するため、消防防災の科学技術を活用した対応策はますます重要となっている。

さらに、高齢化・人口減少に代表される社会構造の大きな変化、エネルギー事情の変化等消防を取り巻く環境の変化や課題に科学技術の側面からの的確に対応する必要がある。

このため、一層消防防災活動に貢献する消防防災科学技術の高度化を推進するため、消防防災に係る研究開発の関係者の一層の連携を図ることを目的として、「消防防災科学技術高度化戦略プラン（2017）」を策定するための検討を行う。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 消防防災を取り巻く「変化」への対応に関する事項
- (2) 消防防災への新しい技術領域の導入に関する事項
- (3) 上記を踏まえ、一層消防防災活動に貢献する消防防災科学技術の高度化を推進するための方策に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁総務課長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成30年4月30日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁総務課が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から実施する。